

平成30年度事業報告書（案）

高知県自然・体験型観光キャンペーン実行委員会事業

143,998千円

誘致・広報事業 99,052千円

- ◆ 全国の中での話題化・認知度向上のための取組
 - ・キャンペーンの機運を高めるプロモーション
 - ・キャンペーンのスタートに合わせたプロモーション
 - ・旅行会社等へのセールス活動
 - ・交通機関、高速道路等での屋外広告

- ◆ ターゲットに応じたきめ細やかな情報発信
 - ・HP、SNS等での情報発信・拡散

受入事業 31,361千円

- ◆ イベント関連事業
 - ・スタートイベント、エリアイベントの実施

- ◆ 周遊促進事業

事務費 13,585千円

- ◆ 事務局運営経費等

平成30年度 高知県自然・体験型観光キャンペーン実行委員会事業収支決算（案）

（収入）

（単位：円）

| 予算科目 | | 予算額 | 流用額 | 最終予算額 ① | 決算額 ② | 差額 ①-② | 備考（内訳） |
|----------|---------------|-------------|-----|-------------|-------------|-----------|-------------------------|
| 大科目 | 小科目 | | | | | | |
| 1 補助金等収入 | ① 県補助金 | 149,487,000 | 0 | 149,487,000 | 143,995,649 | 5,491,351 | 高知県自然・体験型観光キャンペーン事業費補助金 |
| | ② その他の補助金・負担金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 2 受託事業収入 | ① 県受託事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 3 協賛金収入 | ① 協賛金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 4 その他の収入 | ① その他の収入 | 0 | 0 | 0 | 2,110 | △ 2,110 | 開示請求による収入 |
| 合計 | | 149,487,000 | 0 | 149,487,000 | 143,997,759 | 5,489,241 | |

（支出）

（単位：円）

| 予算科目 | | 当初予算額 | 流用額 | 最終予算額 ① | 決算額 ② | 差額 ①-② | 備考（内訳） |
|------------|----------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 大科目 | 小科目 | | | | | | |
| 1 誘致・広報事業費 | ① 誘致・ 広報事業費 | 105,120,000 | △ 3,979,000 | 101,141,000 | 99,051,455 | 2,089,545 | 全国の中での話題化・認知度向上のための取組 -キャンペーンの機運を高めるプロモーション -キャンペーンのスタートに合わせたプロモーション -旅行会社等へのセールス活動 -交通機関、高速道路等での屋外広告 ターゲットに応じたきめ細かな情報発信 -HP、SNS等での情報発信・拡散 |
| | | | | | | | |
| 2 受入事業費 | ① 受入事業費 | 28,400,000 | 3,979,000 | 32,379,000 | 31,361,136 | 1,017,864 | イベント関連事業 -スタートイベント、エリアイベントの実施 周遊促進事業 |
| 3 事務費 | ① 事務費 | 15,967,000 | 0 | 15,967,000 | 13,585,168 | 2,381,832 | 報償費、旅費、消耗品費、役務費、事務局運営費等 |
| 4 予備費 | ① 予備費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 合計 | | 149,487,000 | 0 | 149,487,000 | 143,997,759 | 5,489,241 | |

監 査 報 告 書

高知県自然・体験型観光キャンペーン実行委員会の平成30年度決算内容について、令和元年6月13日に会計監査を実施したので、その結果を下記のとおり報告します。

記

- 1 諸帳簿の記載及び証拠書類の整備は正確であること。
- 2 預金残高等それぞれ関係帳簿と照合した結果、一致したこと。

令和元年6月13日

高知県自然・体験型観光キャンペーン実行委員会

監 事

岩村 俊夫



監 事

織田 誠



「リョーマの休日～自然&体験キャンペーン～」平成30年度の取組

全国の中での話題化・認知度向上のための取組

(1) キャンペーン機運を高めるプロモーション

企業と連携したPRや、県内向けプロモーションを展開
 (雑誌「フィールドライフ」12/31、web「TABIPPO」1/15、雑誌「mono MAGAZINE」1/16、雑誌「ランドネ1/23」、TV「広報特別番組」1/19、高知新聞1/31、TV「おはようこうち」2/3 他)



(2) キャンペーンのスタートに合わせたプロモーション

プレスツアー(県外メディア34社39名が参加)の開催や県外メディアの招聘によるプロモーションを展開
 (web「OVO」2/12、ラジオ「ABCラジオ」2/15新聞、web「コロカル」2/18、ラジオ「TBSラジオハツデンキ」2/16、「日刊スポーツ」2/26、web「トラベルバリュー」3/5 他)



(3) 旅行会社等へのセールス活動

旅行会社の特性と、自然・体験型の素材や歴史、食、その他の観光スポットも含めた周遊コース(観光クラスター)を意識して、旅行商品説明会や戸別訪問などセールス活動を展開
 (東京9/27、大阪10/9、福岡・広島10/17~18、名古屋・静岡10/24~25、福岡・小倉10/30~31 札幌・仙台11/8~9、富山・金沢・福井11/12、京都11/13、大阪1/24~25、東京1/30~31 他)

(4) 交通機関、高速道路等での屋外広告

空港やSA等での屋外広告の実施



ターゲットに応じたきめ細やかな情報発信

(1) HP、SNS等での情報発信・拡散

2月1日からのPV数：230,419 (3月31日時点)
 体験プログラム登録数：387 (3月29日時点)



<https://kochi-experience.jp>



ポイント① 体験プログラム情報の一元的集約

「じゃらん」、「アソビュー」、「アクティビティジャパン」など、大手予約サイトなどに掲載されている体験プログラム情報を特設サイトに集約。リアルタイムな情報を掲載!

ポイント② 予約までスムーズに誘導

エリア別、ジャンル別、キーワード検索など、お好みにあわせて検索も自由自在! 気に入った体験プログラムは大手予約サイトなどからスムーズな予約が可能に!

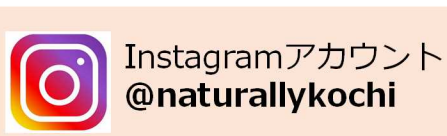
ポイント③ 周遊モデルや歴史観光などの情報満載

自然体験とあわせて楽しめる地域ならではのイベントや各エリアの詳細情報をはじめ、周辺スポットへのモデルコースや体験レポート(ブログ)などで高知旅を徹底ナビゲート!

公式SNSの運用

公式アカウントでキャンペーン最新情報を発信中

公式アカウントのフォローと
 #高知体験で投稿をお願いします!



イベント関連事業

(1) キャンペーンスタートセレモニー、スタートイベント

日時：平成31年2月1日(金)～3日(日)
 場所：こうち旅広場
 招待者：旅行会社等21名、県外メディア39名、海外メディア13名 他
 来場者：イベント3日間で約9.5千人
 ✓県内の体験プログラム等を紹介 ✓キャンペーン特設ウェブサイトを披露



(2) 東部エリアイベント

日時：平成31年2月10日(日)
 場所：室戸世界ジオパークセンター
 来場者：約2.3千人



(3) 西部エリアイベント

日時：平成31年2月23日(土)
 場所：柏島観光情報発信センター、道の駅 大月
 来場者：2会場のべ約4.2千人



(4) 中部エリアイベント

日時：平成31年3月24日(日)
 場所：早明浦ダム直下ふれあい広場 共催：土佐れいほく博推進協議会
 来場者：約6.1千人



国際観光プロモーション

(1) 海外メディア向けファムツアーを実施

2/1のキャンペーンスタートセレモニーとタイミングを合わせた海外メディアのファムツアーを実施(9社13名)



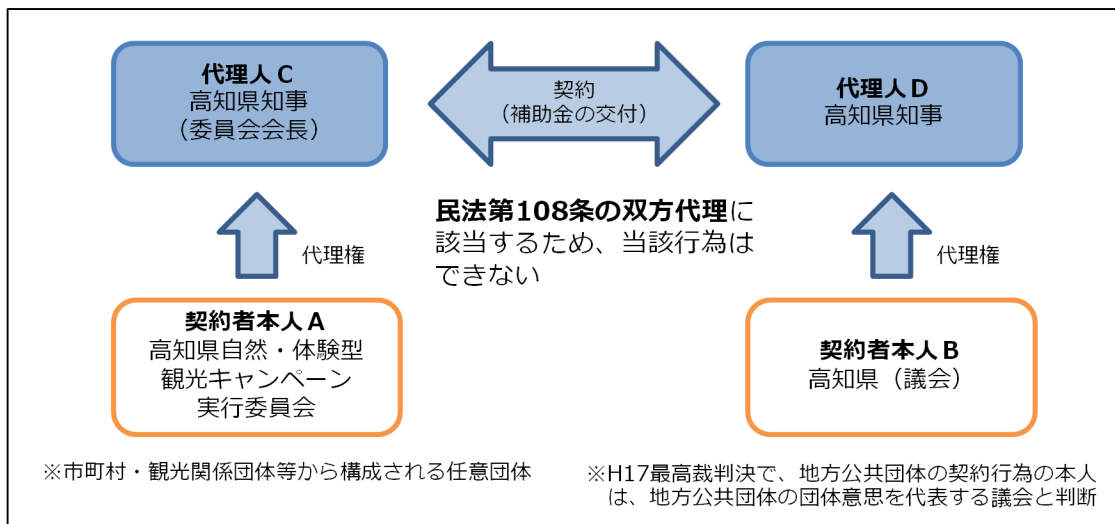
(2) 台湾でのトップセールス、屋外広告の実施

旅行会社、メディアにトップセールスを実施 2/22
 旅行会社との商談会を実施 2/22
 駅構内・屋外での広告を実施 2月中旬～4月末



高知県自然・体験型観光キャンペーン事業費補助金の交付について

1 県との関係について



※双方代理に関する民法上の規定(民法(抜粋))

(自己契約及び双方代理)

第108条 同一の法律行為については、相手方の代理人となり、又は当事者双方の代理人となることはできない。ただし、債務の履行及び本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。

(無権代理)

第113条 代理権を有しない者が他人の代理人としてした契約は、本人がその追認をしなければ、本人に対してその効力を生じない。

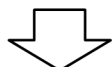
2 追認又はその拒絶は、相手方に対してしなければ、その相手方に対抗することができない。ただし、相手方がその事実を知ったときは、この限りでない。

(無権代理行為の追認)

第116条 追認は、別段の意思表示がないときは、契約の時にさかのぼってその効力を生ずる。ただし、第三者の権利を害することはできない。

2 補助金の交付にあたって

- ・双方代理の解消に向け、高知県自然・体験型観光キャンペーン実行委員会の代理人権限を事務局長に委任し、高知県の代理人である知事から事務局長への補助金交付という形式をとる。
- ・上記の「双方代理の解消」の手続に加え、民法第108条ただし書の規定を踏まえ、県議会に「あらかじめの許諾」を得るとともに、決算審査時期においても「事後の追認」を得る。



実行委員会でも同様の対応を行う

| | 高知県自然・体験型観光キャンペーン実行委員会 | 県 |
|----------|--------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| あらかじめの許諾 | 事業計画及び収支予算の審議において、県から補助金を受けることが、民法第108条の双方代理の関係にあることを説明のうえで、了承をいただく。 | 予算議案において、その補助金が、どの団体に対する補助金なのかを明記するとともに、常任委員会において「知事が会長である団体への補助」であることを説明したうえで、了承をいただく。 |
| 事後の追認 | キャンペーン実行委員会の決算報告において、県から補助金を受けることが、民法第108条の双方代理の関係にあることを説明したうえで、了承をいただく。 | 翌年度の決算特別委員会における説明の際に、「知事が会長である団体への補助」であることを説明したうえで、了承をいただく。 |